

第二 請求の原因

① 事件の背景

1. MENSAは人口上位2%の知能を有する事を入会条件とし、次をその活動目的とした非営利団体である。
 - ・ 知的才能を認知、育成し、人類の向上に役立てること
 - ・ 知性の原理、性質、そしてその適用などを研究することを激励すること
 - ・ メンバーのための知的、かつ社会的活動を促進させること
2. MENSAは本部である Mensa International、及び各国の国別組織であるナショナルメンサにより構成され、世界100カ国以上に10万人余の会員を有す。尚、日本に於けるナショナルメンサはJAPAN MENSA（以下、JMと表記）である。
3. 原告は2007年7月、Mensa International 直属の会員として入会し、現在に至るまで継続して会員の地位にある。
4. JMは公式のウェブサイトを持ち、それは大別して公開エリアと、非公開エリアとに分かれる。公開エリアでは主に、非会員に向けたJMの紹介がされており、非公開エリアでは会員向けに規約や統計資料、イベント等情報提供の場と、電子掲示板による会員相互の交流の場が設けられている。尚、非公開エリアはIDとパスワードによる認証の手続きを経なければ閲覧できない仕組みとなっており、それらは会員である事の証明を以て、個別に配給される。即ち、非公開エリアの自由な閲覧は、会員権の一部を構成している。

②原告に対する制裁の事実

1. 平成23年8月10日、原告はJM公式サイト非公開エリア内に設置されている電子掲示板に於いて、会員の一人が複数名の会員による誹謗・中傷の被害に遭っているのを目撃した。それを受けて原告は、当該掲示板への書き込みをする際、実名公開を義務づける（それぞれの身を、自身の書き込みの内容に責任を負わざるを得ない状況に置く事により、悪質な発言を制限する事を目的とする）旨の提案を実名にて行ったが、当初は比較的穏やかであった原告への反応も、かねてより原告に対し悪意を抱いていたと思われる者達（第三-①-1参照）を中心に、次第に激化。その過程に於いて、JM代表者である新妻比佐志（以下、新妻と表記）は会員の一部による要望を受け、原告の書き込みを一部制限。同様に原告も、会員の一部による、明確に悪意が読み取れる書き込みの制限を新妻に要請したが聞き入れられず、その理由を問い質すと、質問の趣旨をすり替え、的外れな回答に終始するといった不誠実な対応に終始した。その後、原告は、電子掲示板の内容を紙に印刷し数

名の知人に見せた際、その知人達が原告に対峙する会員達の知的・人間的程度の低さに呆れ返っていた様子を書き込んだが、新妻はその知人が会員か非会員かを述べる様、強要した上、それに応じなければ原告のIDを停止する旨、一方的に宣言。それに対し原告は、新妻の宣言が不当なものである旨、主張したが、新妻はこれを聞き入れようとせず、原告のIDに対する停止措置を、その日の内に施した。

尚、これらのやり取りは、平成23年8月10日以降、およそ2ヶ月に渡り繰り返されたものである。

2. JM基本規約（甲1号証）の内、会員への制裁について触れられているものは25条b項のみであり、それには「運営委員会は、公平かつ偏見のない事情聴取を行った上で、メンサに不都合な行為を行ったとみなされた会員に対して、制裁を課することができる。この制裁には、警告、一時的な活動の停止または除籍、永久追放処分が含まれる。」とある。しかし、原告による当該行為はメンサの目的（前述①-1参照）を阻害してはならず、またJM基本規約にも抵触していない為、メンサに不都合な行為であるとは言えない。また、原告に対する制裁（原告のID停止）は、新妻の原告に対する発言の強要、及び一方的な宣言の後、僅かな時間の経過を待って行われたものであり、これを以て公平かつ偏見のない事情聴取が行われたと看做す事も出来ない。よって、原告に制裁を課す規約上の根拠は存在せず、被告の原告に対する制裁は不当である。
3. 原告は被告による不当な制裁により、権利が侵害された。よって、民法第709条の規定により、被告は原告に対し損害を賠償する責任がある。

③ 原告に対する措置の事実

1. 平成23年12月29日、前述②-1で述べている原告の電子掲示板への書き込みに関連し、事情聴取を行う旨、記された文書（甲2号証）が、原告の下に届けられた。それには原告の行為がJM基本規約24条、及び25条b項に抵触しているとの、JM運営委員会による評価が記されていた。
2. 前述1で述べている文書の中で、JM運営委員会がJM基本規約24条に抵触しているとして挙げている原告の行為は、前述②-1で述べた電子掲示板の内容を紙に印刷し、数名の知人（JM運営委員会は、これを非会員であると断定している）に見せたというものであり、またJM基本規約24条では、「JAPAN MENSA及び各会員は、特定の会員に関する情報を、本人の許諾を得ずにメンサの外部に漏洩してはならない。」となっている。しかし、この特定の会員に関する情報とは個人情報、即ち、特定の会員の個人、及びプライバシーに関わる情報であり、原告が紙に印刷し、数名の知人に見せた箇所に、それらのものは含まれていない。よって、前述の知人が会員か非会員かに関わらず、当該行為を以て規約に抵触していると看做す事は出来ない。
尚、上記知人が何者であるかについては、本人達の要望により、その一切を開示しないものとする。
3. 前述1で述べている文書には、「（前略）書き込みは、JAPAN MENSA会

員を畏怖させるに足る害悪の示唆であり、メンサの平穏な運営を考えた場合、当該書き込みは基本規約25条b項にいう『メンサに不都合な行為』と評価せざるを得ません」とあるが、この指摘は具体性に欠けた、曖昧なものである。よって、仔細な説明を求める（求釈明申立書）。

4. 平成24年12月16日19時より、喫茶店ルノワールのニュー新宿3丁目店貸会議室1にて、新妻、巢立義昭（JM副議長）、佐藤加津美（JM財務担当）による原告への事情聴取が行われた。ここでは主に、前述②-1にある原告の知人が会員か非会員かの確認が行われたが、原告は前述2の理由により、それら知人に関する一切の情報の開示を拒否した。
5. 平成25年2月25日、原告の処遇が決定した旨、JM副議長である巢立義昭より電子メール（甲3号証）にて伝達された。それによると、除名処分は行わないが、ID停止解除は「掲示板の内容や、会員だけが入手できる情報等を会員以外には見せない。他の者に見せるといった予告等もしない」旨の誓約書の提出、及び電子掲示板の内容を紙に印刷し見せた相手の氏名を公開する事を条件とするとの事であった。しかし、当然に付与されるべく会員としての権利を享受するに、原告のみが制約を受けなければならない合理的な理由は存在しない。よって、被告の原告に対する措置は不当である。
6. 原告は被告による不当な措置により、権利が侵害された。よって、民法第709条の規定により、被告は原告に対し損害を賠償する責任がある。

④請求

原告は被告に対し、民法第710条の規定に基づく金員の支払いを求めて本訴に及ぶ。

第三 特記事項

①JM運営委員会の体質

1. 日本に於けるナショナルメンサは、平成元年頃まで存在した日本メンサの解散以降、長らく存在しなかった。それが新妻と、新妻に近い者達の手で数年前より手続きが進められ、新たな日本に於けるナショナルメンサの候補として、JMは誕生した。以後、Mensa Internationalによる数度の承認を受け、段階を経て暫定的なナショナルメンサ（平成23年に、正式なナショナルメンサとして承認）へと昇格したのだが、その折、JMで初めての運営委員の選挙が行われた（関連書類の送付先が被告住所地となっていた事から、選挙は新妻により管理されていたものと思われる）。しかし、立候補者は新妻と、新妻に近い者が殆どであり、それらの者達による事前の話し合いが行われていたものと見え、同一ポストへの候補者の重複は全くなかった（この場合、JM基本規約26B条b項ixの定めにある通り、無投票当選となる）。この状況は現在に至るまで続いており、こういった実情がある以上、JM運営委員会と新妻との間に馴れ合い、及び価値観の偏りが生じている可能性は、考慮に入れておく必要がある。

2. 新妻は、「迷いが消える決断思考—最強意思決定ツール『ビジュアル・フューチャー』」と題する書籍を、フォレスト出版より上梓しているが、それには帯と著者紹介の欄に、JAPAN MENSA の名称がそれぞれ一度ずつ使用されている。しかし、JM基本規約32条では「メンサの会員はメンサの名を営利目的で使ってはならない。」となっており、発行部数を伸ばす事が目的である帯や著者紹介の欄に MENSA の名称を使用する事は、明確に同名称の商用利用である。また、表紙に記載されている著者の氏名の左上には、「高IQ国際組織日本支部会長」と肩書きが記載されているが、これが著者紹介への強い誘導要因となる事は明らかであり、よってこれも、MENSA の名称の商用利用であると評価せざるを得ない。

MENSA の名称の商用利用、即ち、営利を目的とした使用は重大な規約違反であるが、現在に至るまで JM 運営委員会に於いて、新妻が何らかの処分を受けた、乃至は新妻に対し何らかの処分が検討されたという事実を、原告は確認していない。この事は、原告に対する処遇が不当に重いものである事を示すと共に、運営委員の間で馴れ合いが生じているという前述1の主張を補強するものである。

②原告に対する処遇に関連して

1. 原告は6年程前、メンサ日本語コミュ（MENSA が実施する入会テストの受付、及び会員相互の交流を目的としたウェブサイト。これは当時、新妻が個人で運営していたものであり、前述の公式ウェブサイトとは無関係である）内電子掲示板に於いて、Voldemort のハンドルネームで会員を中心とする論客達と議論を交わしていた事がある。その折、原告は、原告により論破された者や、ひととき異彩を放っていた原告を貶めたがっていた者達に相当の恨みを買っていたものであるが、第二-②-1に於ける「かねてより原告に悪意を抱いていた者達」とは、その者達を指している。尚、その中の一人に会員であるマハラノビス（ハンドルネーム。本名は片山利夫）がいたが、その彼が原告に対し、明確に悪意が読み取れる書き込みをした直後に、彼の人格を賞賛する旨の発言を、新妻（ハンドルネームはNINJIN）はしている。また、このマハラノビスは、これ以降にも原告に対し支離滅裂な反論、悪意ある書き込みを繰り返し、同電子掲示板利用者数名から「言っている意味がわからない」「最低ですよ」等、複数回に渡りたしなめられている。
2. 前述1のメンサ日本語コミュには、通常の電子掲示板と、バトル掲示板（議論専用の電子掲示板）の二種類が併設されていた。このメンサ日本語コミュは最終的に、新妻が日本語SIG（JM公認のコミュニティ）へと委譲し、それに伴う形で電子掲示板は閉鎖された（Webサイト自体は存続し、現存している）が、その折これら二種類の掲示板は、別の一つに統合し、暫しの間を以て閉鎖という形が取られた（この事はメンサ日本語コミュ内にて、新妻により文書で予告されたが、具体的な閉鎖時期については触れられていなかった）。その閉鎖される直前まで、原告と@（ハンドルネーム。本名は

武内大)は議論を戦わせていたが、原告は当時、多忙であった事から、統合後暫くの間(およそ一週間程度)は書き込みをしなかった。その間、@は複数回に渡る書き込みをしており(この頃になると、@は既に思慮分別を欠いており、原告の人格を中傷する書き込みが、その大半を占めていた)、漸く時間的な余裕が出来た原告はそれに対する反論を書き込んだが、原告が書き込みを行った直後に、その電子掲示板は閉鎖された。

3. MENSAには、MENSA独自の入会テスト(MENSAへの入会資格を得る試験。会員になる者の大半は、この試験に合格する事により、入会資格を得ている)を監督する資格として”Test Supervisor”なるものが存在するが、新規入会者にとっては、このTest SupervisorがMENSAに於ける初期の窓口となる為、この資格を得る事は、新規入会者の間で人脈を形成する上で、大変有利となる(事実、Test Supervisorの資格保持者は、原告の知る限り新妻の他2名だが、その何れもがMENSA内に、それなりの人脈を形成している)。

前述2の掲示板閉鎖から少し後、Test Supervisorの資格を得る為の講座の受講者の公募が、JM公式サイト为非公開エリアにて行われた。この講座は、新妻が実施する予定のものであったが(実施されたか否かは不明)、その受講資格は「学校教師(●●●●●は除く)・医師等、各種テストの監督の経験者」となっており、公的ではない教育関連職種の内、原告の従事する職種である●●●●●のみを除外する文言が、不自然に付記されていた。尚、Test Supervisorに教師や医師としての経験を問うのはMENSAの慣例であるが、ここで言う教師に、とりわけ公的な教育機関の従事者といった限定的な意味合いが含まれている訳ではない。また、これは試験監督者としての経験を要求するものであるから(この事は、前述の公募の際の文面からも明らかである)、●●●●●のみを除外するのは、明らかに不合理である。尚、新妻はTest Supervisorの資格を有しているが、職業が経営コンサルタント(公的資格の有無は不明)である事から、学校教師・医師には該当せず、教育や医療の従事者でもない。更には、新妻の最終学歴が高等学校である事から、教員、又は医師の免状も取得していないものと考えられ、これらの点から見ても、原告の従事する職種に対し加えられた制約は不当である。

尚、原告は新妻の実施するMENSAの入会テストに合格し、MENSAに入会したのであるが、この入会テストを受験する際に記載する書類には職業記載欄があり、また前述1のメンサ日本語コミュ内電子掲示板に於いて、原告は自身の素性、及び職種が分かる記述をしている事から、新妻は原告の従事する職種について既知であった。また、上記条件による当該講座の受講者が募集され始めた時期は、会員数も200名程度しかいなかった事から、会員の内、原告と同業の者の数は、ごく限られていたものと思われる。

4. 1～3の事実は、新妻の原告に対する悪意を示しており、第2-②-1に見られる公正さを欠いた言動は、多分に私情の関与したものと推察される。また、第2-②-1、及び③-5の原告に対する処遇に関しても、前述①の事実と併せて鑑みるに、新妻個人の意図が大きく関与したものと考えられる。

第四 予想される争点

①制裁の事由

JM運営委員会は、第二-③-5の措置に関しては、第二-③-2、及び3をその事由としているが、第二-②-1にある制裁に及ぶ際、新妻が触れているのは、原告が電子掲示板の内容を紙に印刷し、数名の知人に見せた事のみである。また、その際に原告がその知人として会員の名を挙げていたならば、当該制裁が行われていなかったであろう事は明らかであり、この事から考えても、第二-②-1にある制裁に至る事由は、前述の1つのみであると看做すのが妥当である。

②JM基本規約22条(c)の解釈

JM基本規約22条(c)には、「法律が許す限り、JAPAN MENSA 運営委員会の決議に従うこと」とあるが、これはJM基本規約の定めに従い、合理的に行われたJM運営委員会による決議の効力を認めたものであり、JM運営委員会の専断的権限を認めたものではない。また、この事は、JM基本規約31条(a)に於いて、規約の改正に会員の過半数の賛成（郵便投票による）が必要であるとされている事からも明らかである。よって、規約上の根拠のない、本件に於けるJM運営委員会の決議は無効である。

以上

証拠方法

- 甲 1 号証 JAPAM MENSA 基本規約
- 甲 2 号証 原告宛通知 (JAPAN MENSA 法務担当、熊谷直高作成)
- 甲 3 号証 原告宛通知 (JAPAN MENSA 副議長、 巢立義昭作成)

付属書類

- 訴状副本 … 1 通
- 甲号証写 … 2 通